

報 告 に 当 た つ て (北九州市人事委員会委員長談話)

本日、北九州市人事委員会は、市議会及び市長に対し、本市職員の給与等に関する報告を行いました。

公務員給与を社会一般の情勢に適応させるという地方公務員法の趣旨を踏まえ、従来から本委員会は、本市職員と市内民間従業員の給与水準の均衡を図ることを基本として、報告・勧告を行ってきました。

本年も、本市行政職職員とこれに相当する市内民間事業所の事務・技術関係職種の従業員の4月分給与を精確に比較したところ、本市職員の給与が民間従業員の給与を137円（0.03%）上回っていました。

本委員会は、この較差は小さく、おおむね均衡していることから、本年は給与の改定を行わないことが適当と判断しました。

一方、特別給（ボーナス）については、市内民間事業所における支給状況を受けて、国に準じて措置することが適当である旨言及しました。

これにより、行政職等の月例給は平成30年以来2年ぶりの据え置き、ボーナスは平成22年以来10年ぶりの引下げという内容となります。

このほか、「これから的人事・給与制度」、「定年の引上げ」、「新型コロナウイルス感染症に係る取組」、「本市職員の働き方」、「心の健康づくり」、「ハラスメントの防止」などについて、本委員会としての基本的な考え方を述べております。

大規模な自然災害の発生や今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、近年、危機的な事態が次々と発生している状況の中で、本市職員は、市民の安全安心を確保するために、日々全力で職務にまい進しております。

そのことに改めて敬意を表するとともに、引き続き、市民の信頼と期待に応えるよう、職務上はもとより、職務外においても公務員としての高い倫理観と自覚を持ち、一層職務に精励されるよう要望いたします。

人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、職員に適正な待遇を確保しようとするものであり、職員の士気や組織活力の向上を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものです。

関係各位におかれましては、勧告制度の意義と役割について、ご理解いただきますようお願ひいたします。

令和2年11月9日

北九州市人事委員会

委員長 河原一雅